

入札説明書

兵庫県立大学神戸商科キャンパス 教育棟Ⅱ空気調和設備改修工事に関する契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

(1) 工事名

兵庫県立大学神戸商科キャンパス 教育棟Ⅱ空気調和設備改修工事

(2) 工事場所

神戸市西区学園西町8-2-1

兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学神戸商科キャンパス内

(3) 工事概要

工種 管工事

教育棟Ⅱ空気調和設備改修工事

空気調和機 (Acu-E1)、(Acu-E2) 各1基

ガスヒートポンプエアコン GPH-E1、GPH-E2 各1台

上記機器 既存撤去・設置 1.0式

(4) 施工期間

着工の日から令和4年3月20日（日）

(5) 最低制限価格

無

(6) 入札方式

制限付き一般競争入札（事前審査型）

(8) 契約締結予定日

令和3年10月下旬予定

(9) 支払条件

ア 前払金 有

イ 部分払 有（工期中1回以内）

2 応募方法

単独企業による。

3 入札参加資格

入札に参加できる者は、兵庫県（以下「県」という。）の財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の3に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ 県の入札参加資格者名簿の工種が管工事であること

ウ 建設業法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までであること。

なお、確認基準日（入札参加申込み期限日）においては有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、下記7(5)に定める開札後の総合評定値通知書の確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。

エ 兵庫県神戸県民センター管内に建設業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、令和2年度度兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事における格付等級がA等級であること。また、平成20年度以降に、国又は地方公共団体が発注した管工事の施工実績があるこ

と。

オ 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

(2) 配置予定技術者の要件

ア 次に掲げる基準を満たし、かつ、建設業法の規定による管工事に係る主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。

(7) 原則として、建設業法に規定する営業所における専任技術者でないこと。

(4) 入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に3箇月以上の雇用関係）があること。

イ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は、直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事を除く。

ウ 落札者は、契約期間中、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。

なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

4 契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

(1) 閲覧期間

令和3年10月12日（火）から10月26日（火）まで。

(2) 閲覧方法

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学（以下「大学」という。）のホームページに掲載する。

URL : <https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/nyuusatsu/index.html>

5 入札参加資格確認資料並びに設計図書等の交付

(1) 交付期間

令和3年10月12日（火）から10月26日（火）まで

(2) 交付方法

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学（以下「大学」という。）のホームページに掲載する。

URL : <https://www.u-hyogo.ac.jp/outline/nyuusatsu/index.html>

6 入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札参加申込書を次に定めるところに持参により提出すること。

(1) 提出期間

令和3年10月12日（火）から10月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

神戸市西区学園西町8-2-1

兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学神戸商科キャンパス 教育棟 I 2F 経営部 総務課

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

一般競争入札（事前審査型）入札参加申込書（様式第1号）

(5) その他

ア 入札参加申込書（以下「申込書」という。）の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書は、返却しない。

エ 入札参加申込期限日以降は、原則として申込書の差替え及び再提出は認めない。

7 入札参加資格確認資料の提出

(1) 提出期間

令和3年10月12日（火）から10月21日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

上記6（2）に同じ。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出資料等

ア 配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式第2号に記載すること。

なお、記載件数は技術者3名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

イ 建設業の許可及び経営事項審査結果並びに施工実績

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式第3号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

(7) 建設業の許可

許可に係る通知書の写し

(4) 経営事項審査結果

建設業法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

(7) 平成20年度以降の国又は地方公共団体による管工事の施工実績

施工実績を様式第4号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a 施工実績が確認できる契約書等の写し

(5) 入札参加資格結果の通知

令和3年10月25日（月）までに文書（様式第5号）で通知する。

なお、資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

また、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期限が本契約締結予定日までに失効する場合は、開札後に本契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書の確認を行うので、それまでの間、入札参加資格の確認を保留する。

(6) その他

ア 資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された資料は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書等は、返却しない。

8 設計図書に対する質問

(1) 設計図書に対する質問

設計図書に対する質問がある場合は、様式第6号により提出すること。

ア 提出期間

令和3年10月12日（火）から10月15日（金）まで

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出場所
上記6(2)に同じ。

(2) 回答書の閲覧

ア 閲覧期間
令和3年10月21日(木)から10月25日(月)まで
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 閲覧場所
上記6(2)に同じ。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時

令和3年10月27日(水) 午前10時30分

(2) 入札及び開札の場所

神戸市西区学園西町8-2-1

兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学神戸商科キャンパス学術情報館(図書館) 1階105会議室

(3) 入札の方法

上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書(様式第7号)を提出すること。

(4) 入札保証金

免除する。

(5) 入札に関する条件

ア 入札者又はその代理人が本工事の入札について2通以上した入札でないこと。

イ 本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

ウ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

エ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。

オ 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

カ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

キ 代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状(様式第8号)を提出すること。

ク 第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書(設計図書に示す様式)を提出すること。

ケ 入札の執行回数は2回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

コ 再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者(最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。)

(8) 初度の入札において上記アからカまでの条件に違反し無効となった入札者のうちイ又はウに違反し無効となったもの以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税込)を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を契約締結までに提出すること。

(6) 無効とする入札

ア 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、

無効とする。

イ 開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ 申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

(7) 入札に際しての注意事項

ア 関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ 不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ 入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ 工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ 建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ 入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ 入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書(封書)を入札箱に直接投入すること。

ク 入札書(封書)を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできない。

ケ 入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

10 落札者の決定方法

(1) 兵庫県公立大学法人契約事務規程第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札者を決定する。

ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者としないことがある。

(2) 最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に、大学が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

(2) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12 契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、大学が確実に認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。
- (3) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。
- (4) 大学を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13 支払条件

(1) 前金払

保証事業会社と前金払に関し保証契約をした者に対しては、請負代金額の10分の4以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、年度毎に当該年度の出来高予定額又は支払予定額の10分の4以内の前金払を行う。

(2) 中間前金払と部分払の選択

落札者は、契約締結までに、中間前金払を受けるか部分払を受けるかを選択する（契約締結後、この選択を変更することはできない。）。この場合において、中間前金払を選択したときには部分払を受けることができず、部分払を選択したときには中間前金払を受けることはできない。

(3) 中間前金払

部分払を選択せずに中間前金払を選択した者が、前金払を受けた後、契約担当者から次の要件を全て満たしていることについて認定を受け、保証事業会社と中間前金払に関し保証契約をした場合には、請負代金額の10分の2以内の前金払を行う。ただし、工期が2か年度以上にわたる契約については、年度ごとに当該年度の出来高予定額又は支払限度額の10分の2以内の中間前金払を行う。

① 工期の2分の1を経過していること。

② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

③ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(4) 部分払

中間前金払を選択せずに部分払を選択した者は、入札公告に示す回数以内の部分払を請求することができる。

なお、発注者の都合により契約工期を変更した場合は、変更後の工期に応じて部分払の回数を変更することがある。

14 その他

(1) 契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後1箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

(2) 工事の施工に当たっては、建設業法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。)

(3) 契約を締結した者は、次のア、イを大学に提出すること。

ア 本件工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）

イ 下請契約等及び本件工事に関わる労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣契約（以下「労働者派遣契約」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方から労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「適正な労働条件等確保特記事項」第2項の規

定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)

- (4) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。
- (5) 入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。

15 問合せ先

〒651-2197 神戸市西区学園西町8-2-1

兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学神戸商科キャンパス 経営部総務課

TEL (078) 794-5186 FAX (078) 794-6166